

第三十二号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第二十条の七を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象）

第二十条の七 法第三十七条の二第一項第三号の条例で定める寄附金は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体又は公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事若しくは教育委員会の許可を受けた公益信託に対するものとする。

第二十条の十六の五中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第二十条の十九の四中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第二十条の三十第八項を削る。

第四十条中「附則第十二条の二の二第一項若しくは第二項の」を「附則第十二条の二の二に規定する」に改める。

第五十六条の二中「試掘権者」を「一般試掘権者等」に、「又は第二十条第四項」を「（同令第七条第二項、第八条第四項、第十二条第五項、第二十条第四項（同令第二十二条の八において準用する場合を含む。）、同令第二十二条の四第三項及び第二十二条の七第三項において準用する場合を含む。）」に、「災害」を「天災」に改める。

附則第十七項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第二十項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第二十二項中「施行規則附則第五条第三項」を「同項の総務省令」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「同条第四項」及び「同条第三項」を「同項の総務省令」に、「並びに」を「及び同項に規定するガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第二十三項第二号イ中「施行規則附則第五条の二第二項」を「同号イの総務省令」に改め、同号ロ中「施行規則附則第五条の二第四項」を「同号ロの総務省令」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（以下「充電機能付電力併用自動車」という。）を加え、同項第四号中「基準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に、「施行規則附則第五条の二第十項」を「同号の総務省令」に改める。

附則第二十四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

附則第二十四項第三号中「基準エネルギー消費効率に百分の百二十五」を「法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「施行規則附則第五条の二第十三項」を「同号の総務省令」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第二十五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「施行規則附則第五条の二第十四項」を「法附則第十二条の三第五項の総務省令」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改める。

附則中第三十五項を第三十七項とし、第三十二項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十一項の前の見出しを削り、同項を附則第三十三項とし、同項の前の見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、同項の前に次の一項を加える。

32 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十条の八の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則中第三十項を第三十一項とし、附則第二十九項の前の見出しを削り、同項を附則第三十項とし、同項の前の見出しとして「個人の均等割の税率の特例」を付し、附則中第二十八項を第二十九項とし、第二十七項を第二十八項とし、第二十六項を第二十七項とし、第二十五項の次に次の一項を加える。

26 附則第二十四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第十二条の三第六項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第二十四項第四号中「法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十条の七、第二十条の十六の五及び第五十六条の二の改正規定並びに附則中第三十五項を第三十七項とし、第三十二項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十一項の前の見出しを削り、同項を附則第三十三項とし、同項の前の見出しを付し、同項の前に一項を加える改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

二 第七条及び第二十条の十九の四の改正規定並びに次項の規定 平成二十五年一月一日

（徳島県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 改正後の第七条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第七条第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

3 改正後の第二十条の七の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成二十四年一月一日以後に支出する同条の寄附金について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の四第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第十七項及び第二十項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 改正後の附則第二十二項から第二十六項までの規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が延長されることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。